

第三者評価結果

A-1 利用者の尊重と権利擁護

		第三者評価結果
A-1-(1) 自己決定の尊重		
【A1】	A-1-(1)-① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>基本方針に「エンパワメントを大切にした利用者さん主体の支援を推進します」とあり、利用者の意思を大切にし、利用者の力を引き出す支援を行っています。</p> <p>本人の希望から事業所が委託契約している施設の大浴場の清掃作業に就いたケースでは、体を動かすことにより生活リズムが整ってきました。「季節や就活に合う服の選び方」など生活講座を開催し、利用者の意思や個性を尊重し、自立への支援を行っています。毎月開催の全体ミーティングでは掃除担当やプログラム内容、エアコンの温度設定など利用者からの提案を皆で話し合い、改善に向けた質の高いサービスに繋げています。</p> <p>文字や言葉の理解が困難な人には契約書にルビをふったり、絵カードを用いたり、筆談を行うなど利用者一人ひとりに対して合理的配慮を行っています。利用者の自己決定を尊重し、人として重んじることを職員間で共有しています。</p>		
A-1-(2) 権利侵害の防止等		
【A2】	A-1-(2)-① 利用者の権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。	a
<p><コメント></p> <p>利用開始時には契約書に記載の安全配慮義務や身体拘束の禁止等について、利用者に説明しています。「運営規定」には虐待防止のための措置事項が記載されており、全体ミーティングで利用者に周知しています。</p> <p>身体拘束を緊急止むをえない場合に一時的に実施する際の具体的な手続きについては会議等で伝えていますが、今後は書面で明確にした取り組みが必要です。虐待が発生した場合には市自立センターへの通報や虐待の届け出・報告についての手順について明確にし、会議で周知を図っています。利用者の権利侵害などの事例が発生した場合には、法人内の部会や全体研修を通して各事業所に報告され、会議で職員間の共有を図り、再発防止に努めています。</p>		

A-2 生活支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 支援の基本		
【A3】	A-2-(1)-① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>利用者の特性やその根拠(エビデンス)に基づいた支援を行っています。各種の検査ツールを用いて利用者を客観的に把握し、アセスメントを実施し、利用者の自立に配慮した個別支援計画を策定しています。利用者が自力で行う生活上の支援については利用者話し合い、職員間で共有して見守りの姿勢を基本としています。</p> <p>面談を通じて就労支援や生活介護の具体的な目標を設定し、こまめに話し合い、自立生活をするための動機づけを行っています。生活のリズム、時間管理、整容、栄養や調理プログラムを通じてバランスの良い食生活など生活の自己管理ができるよう支援しています。</p> <p>受給者証の発行や更新の手続き、短期入所の希望など行政に掛け合い、他の事業所を探すなど生活に関わる各種サービスの利用について支援をしています。</p>		

【A4】	A-2-(1)-② 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>口頭での意思疎通が困難な利用者には、視覚に訴える絵や筆談を用いてコミュニケーションに努め、心身状況に合わせた工夫を行っています。また、端的でわかりやすい言葉を使ったり、プリントにルビをふったり、書字の練習をするなど個別的な配慮をしています。</p> <p>意思表示や伝達が困難な利用者には希望や意思を汲み取るために一人ずつ発音の特徴を捉え、一対一で話をするなどきめ細かい取り組みを行っています。利用者各人の特性を職員間で共有し支援に生かしています。</p> <p>自立支援事業所の朝のミーティングでは利用者一人ひとりがその日の心身状況や身近な話を皆さんの前で伝える機会を作っています。必要に応じて利用者の気持ちを職員や仲間が代弁するなど周りの者が協力し、支え合っています。</p>		
【A5】	A-2-(1)-③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>利用者と職員の月1回の定期面談と、利用者の希望に応じて臨時で行う面談を行い、月2回以上の個別面談を実施しています。面談内容は書面化し、保存しています。基本的に2年間という地域移行への利用期間のなかで、移行先の目標を定め、生活リズム・環境を整え、自立して生活するためのノウハウを体得できるよう支援を行っています。</p> <p>利用者がより良い生活ができるよう面談や相談の中で様々な情報を提供し、利用者が意思決定をしやすい環境を作っています。毎月開かれる支援会議ではサービス管理責任者をはじめ担当職員、支援員などが参加し、相談や要望について検討を行い、検討結果は個別支援計画へ反映し、支援全体の調整の基に職員間の周知を図っています。</p>		
【A6】	A-2-(1)-④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>日中活動は毎月立案される「プログラム・スケジュール」に基づき実施されています。個別支援計画に基づき利用者が自ら選択して参加したり、必要に応じてプログラムへの参加を促しています。プログラム・スケジュールは社会プログラム、生活プログラム、選択プログラムからなっています。社会プログラムでは対話会、制作や物づくり、生活プログラムでは自己理解、調理、掃除、散歩・外出、読書を行っています。選択プログラムではプリント学習、PC、個別課題等があります。プログラムは多様性に富み、作業や学習のみでなく余暇やレクリエーションなど適切に配分されています。また、地域の社会資源の活用や各種情報の提供、法人内他部門や他事業所のプログラムとの連携も行われています。日中活動と支援内容の検討は会議で行い、個々の利用者の支援を踏まえてプログラム内容の検討・見直しを行っています。</p>		
【A7】	A-2-(1)-⑤ 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>職員は専門知識の習得に向けて精神保健福祉士、社会福祉士等の国家資格取得に向けた取り組みや発達障害など障害に関わる専門性を身につけるため大学院等の専門機関で学んでいます。毎月開催する支援会議では利用者一人ひとりの特性や支援方法への理解や共有を行っています。</p> <p>専門的な研修を受講した職員による伝達研修を行い、新しい技術や知識の共有を図っています。暴言や引きこもりなど不適応行動をとる利用者には職員が散歩や昼食など一緒に寄り添い、心の安定を図る対応をしています。</p> <p>行動障害など個別的な配慮が必要な利用者には相談室の利用やコーナーに衝立をし、他からの刺激を受けずに心の安定を図る取り組みをしています。相性の悪い利用者同士には座席への配慮や外出時には二人を組ませないなど気配りをしています。</p>		

A-2-(2) 日常的な生活支援		
【A8】	A-2-(2)-① 個別支援計画にもとづく日常的な生活支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>事業所の事業内容は就労移行支援事業、自立支援事業、定着支援事業であり、食事の提供、入浴支援、排泄支援、移動・移乗支援は業務内容に該当しません。</p> <p>就労支援事業では就労への移行支援として就業するための生活習慣の確立、就労へ向けた学習、求職活動への支援を行っています。</p> <p>自立支援事業では地域で自立した生活ができるよう日常生活支援として自己理解の時間、生活講座、調理プログラム、掃除、読書や朗読会、散歩・外出等を行っています。生活介護事業所への通所や作業、家庭での支援を受けながら自立した生活をする事が出来る取り組みをしています。</p> <p>定着支援事業では就労後の支援として、就労先で勤務が継続できるよう面談や相談に応じています。</p>		
A-2-(3) 生活環境		
【A9】	A-2-(3)-① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>事業所は駅から徒歩2分にあるビルの3、4、5階にあります。3階が就労移行支援事業所「あがし」、4階は会議室、5階は自立支援事業所「あいでみ」になっています。どの階もワンフロアで使用しており、居室、キッチン等は彩光充分、清潔、適温、安全に維持されています。入り口近くの階段の安全性を考慮し、手すりの設置をビルのオーナーに依頼しています。</p> <p>各階に相談室やパーテーションで仕切ったコーナーがあり、利用者が疲れた時には休息ができた、不安定になった時には場所を変更して休息が取れるようにしています。また、鍵付きロッカーがあり、各自が使用しています。</p> <p>全体ミーティングではトイレ掃除やクーラーの温度設定など生活環境について利用者の要望や提案について話し合い改善を図っています。</p>		
A-2-(4) 機能訓練・生活訓練		
【A10】	A-2-(4)-① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>就労移行支援事業及び自立訓練事業の運営規定には機能訓練は支援内容に含まれず、利用者の自立支援と日常生活の充実に資する訓練を行っています。利用者の有する能力を活用し主体的に地域生活を営むことが出来るよう、利用者の心身の特性に応じた訓練を行っています。</p> <p>アセスメントによりニーズを把握し、個別支援計画を作成し、就労移行支援事業ではPC技術の修得やビジネスマナー、コミュニケーション能力を高める対話会、職場実習や事業所外就労、求職活動の支援をしています。</p> <p>自立支援事業では社会プログラムとして対話会や制作アクティビティ、選択プログラムとしてプリント学習、ぬり絵・制作、生活プログラムとして自己理解の時間や調理、生活講座を行っています。</p> <p>個別支援計画を立て、日々の記録、面談を行い計画の進捗状況を確認しています。個別支援計画は定期的な見直しを行い、本人が望む地域生活に向けて達成への道を支援していますが周知と理解は十分ではありません。</p>		

A-2-(5) 健康管理・医療的な支援		
【A11】	A-2-(5)-① 利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>朝の受け入れ時には検温や手指消毒を行い、表情や声など様子を視診しています。朝の会では利用者一人ひとりが体調や健康状態について発表し、作業に入ります。来所時間帯についても柔軟な体制をとり一人ひとりのリズムに応じた受け入れをしています。</p> <p>月1回精神科医が来所し傾聴と共有の対話講座を設けています。また、精神や健康面での相談をすることができます。自力で通所することが生活のリズムを整え、健康の維持や増進に繋がっています。調理や栄養講話、公園等への外出プログラム、トランスフィットネス講座を実施し、健康増進を図っていますが、利用者からの満足には至っていません。</p> <p>病院のケースワーカーや法人に所属している医師との協力関係があり、体調変化時には相談や連携をとることが出来ます。所長会議で法人の協力医による感染症対策などについての研修があり、職員への周知を図り予防対策を実践しています。</p>		
【A12】	A-2-(5)-② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	
<p><コメント></p> <p>非該当</p>		
A-2-(6) 社会参加、学習支援		
【A13】	A-2-(6)-① 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>全体ミーティングや個別面談で利用者の要望や提案を聞き、社会参加や学習の支援を行っています。駅前プロムナードの清掃活動を行ったり、今年は感染症の影響で実施されていませんが、例年子ども食堂のボランティアを行うなど社会参加の体験活動をしています。</p> <p>月1回映画やカラオケ、2ヶ月に1回大和市の自然公園「いずみの森」を訪れたり、3ヶ月に1回レストランで食事をし、仲間や地域社会との交流を図っています。家族からの就労先や支援に関する情報を提供してほしいという要望を受け、就労先の紹介や就労に向けた書類の書き方、ビジネスマナーなど学習支援を行っていることを伝えています。</p> <p>職員は行政、法人内外の情報を収集したり専門的な研修に参加し、利用者の社会参加に向けた支援や学習の意欲を高める取り組みを行っています。</p>		
A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援		
【A14】	A-2-(7)-① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>利用者の意向や希望を把握し、地域生活に必要な就労に関わる情報、企業体験実習、福祉サービス事業所等の情報・体験の機会を提供しています。また、そこへ入るためのトレーニングメニューとして事務作業や講習、個別課題に対応し地域生活への意欲を高めています。</p> <p>自立生活に向けて生活リズムを整え、金銭管理や買い物、洗濯、掃除、調理などの身の回りの生活訓練、他者とのコミュニケーションを図る会話や付き合いの仕方などの経験を積み、自信や意欲に繋げています。月2回の個別面談等で個別支援計画の進捗状況を確認し、利用者の意思を尊重し、地域生活をする上で本人の不得手な部分を克服できるよう支援しています。</p> <p>ハローワークや行政、計画相談員、病院のケースワーカー等と連携を取りながら地域移行を進めています。</p>		

A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援		
【A15】	A-2-(8)-① 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	b
<コメント> 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っていますが、利用者調査では十分と評価されていません。利用者の家族とは3ヶ月に一度、支援計画の同意を得る際に、利用者の生活状況の報告や、意見交換の場をもっています。その際は、主に就労希望先についての情報交換、プログラムの内容、スケジュール調整等が話題になります。 必要に応じて、電話やメールでの報告をしています。利用者の体調不良や発熱の際は、まず家庭に連絡し、本人が帰宅できるまでの付き添い等の支援を行っています。家族への連絡方法やルールについては、職員の間で共有されています。家族の中にもコミュニケーションについて支援が必要な場合もあり、その時は、個別に連絡帳のやりとりを丁寧に行うなどの工夫をしています。		

A-3 発達支援

		第三者評価結果
A-3-(1) 発達支援		
【A16】	A-3-(1)-① 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	
<コメント> 非該当		

A-4 就労支援

		第三者評価結果
A-4-(1) 就労支援		
【A17】	A-4-(1)-① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。	a
<コメント> 1～2年を目途にゴールを定め、実際に働く場面の観察、記録、面談を通じて、利用者一人ひとりの適性を見出すようにしています。作業手順は、発達障害の適性に照らし、写真や図式化による視覚化に配慮しています。3ヶ月ごとに個別支援計画をたてて、進捗状況に応じて見直しています。職員が講師をつとめるビジネスマナー講座、生活講座、自己理解プログラムを毎週開催し、実際に就労する際に必要なスキルを指導しています。気分転換のために散歩や運動(トランスフィットネス、月1回)を採り入れています。 個人面談は月に1～2回程度、全体ミーティングは毎月開き、利用者の意向や希望を聴きとるようにしています。また、毎月、精神科医師との懇談会がもたれ、日常の悩みなどの相談ができる機会を用意しています。		

【A18】	A-4-(1)-② 利用者に応じて適切な仕事内容等となるように取組と配慮を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>利用者の特性に合わせて作業工程を見直したり、アンケートで利用者の意向を尊重しています。作業内容は、「ワークサンプル幕張評価ツール」を活用し、ピッキング、組み立て、計測、数値チェック、パソコンOA作業等を組み合わせています。</p> <p>福祉的就労の工賃の引き上げについて、法人は就労支援部会のなかで重点的なテーマとしており、生産、受注、売り上げの向上に向けた協議を定期的に行っています。事業所は就労移行支援における企業実習という性格上、就労継続支援のような工賃引き上げの取り組みはしていませんが、実習先と契約の際、実習の意義に照らし合わせて、適正な取引額を決めています。売り上げから経費を差し引いた全額を利用者に還元、分配しており、契約書で同意を得ています。</p> <p>労働安全衛生に関しては、実習先の浴場清掃における事故防止のため、安全靴の着用をするなどの配慮をしています。</p>		
【A19】	A-4-(1)-③ 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>近隣企業を中心に、実習先を日々開拓しており、事業計画の重点目標となっています。障害者就労援助センターと定期的な会合(月1回)をもっています。ハローワークとも必要な都度、連携をとっています。</p> <p>実習先の企業を訪問し、担当者と利用者の様子を確認したり、作業のマッチングなどについて協議しています。就労6ヶ月後は就労定着支援として、毎月就労者のつどいをひらいて、交流会を行っています。</p> <p>利用者や地域の障害者が離職した場合は、面談を通して、就労支援事業へつなぐなどの支援をしています。就職先には採用後に定期的に企業訪問を行っています。企業との関係を今後さらに深めて、利用者が安心して働けるように取り組んでいきたいとしています。</p>		